

◆ 出産育児一時金の支給額が変更となります

産科医療補償制度（＊）における掛金の見直しに伴い、出産育児一時金の支給額が変更となります。

2023年4月1日に出産した分より、1児につき50万円（※改正前 42万円）が支給されます。

（注）以下の場合、48.8万円（※改正前 40.8万円）が支給されます。

- 産科医療補償制度に未加入の分娩機関での出産
- 在胎週数が22週未満の出産
- 海外での出産

（＊）産科医療補償制度・・・分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様や家族の経済的負担を補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度であり、現在はほとんどの分娩機関が制度に加入しています。